

令和7年12月9日
メディケア生命保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの災害により被災された皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さんからお申し出をいただいた際には、以下の
お取扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最
長6カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて

お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたしま
す。

3. 入院給付金のお支払いについて

今回の災害を原因としてケガをされたお客様が、病院の事情により、直ちに入院することができ
ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご
入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられ
た場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間につ
いて医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金
をお支払いいたします。

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法の適用について

【災害救助法の適用状況】

災害救助法適用地域の詳細につきましては、[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、
ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディケア生命コールセンター **0120-315056**

受付時間 [平日 9:00~18:00 土日 9:00~17:00]

(祝日・年末年始(12/31~1/3)は除く)